## 明石工業高等専門学校いじめ防止等基本計画

令和2年7月 明石工業高等専門学校

# 目 次

はじめに ・・・・・						•	•	•	 •	•	•	 •	•	•	2
1. いじめについての	理解・						•		 •		•	 •	•		2
(1) いじめの定義															
(2)いじめの禁止															
(3)基本的姿勢															
(4) いじめの定義の	要素														
(5) いじめの様態															
2. 本校及び教職員の	責務・										•				4
3. 本校いじめ防止基	本計画書	の策	定								•				4
4. いじめ防止等のた	めの組織	· į									•				6
5. いじめの未然防止									 •						6
(1) 本校におけるい	じめ防止	対策	のため	<b>か</b> の	組絹	戈									
(2) いじめの防止に	向けた取	組													
6. いじめの早期発見											•				7
7. いじめの事案への	取組·										•				8
(1) いじめ事案への	組織的対	応													
(2) いじめの対処に	関する方	針													
8. インターネット等	によるい	じめ	へのタ	付応							•				1 0
9. いじめの解消											•				1 0
10. 重大事態への対処												 •			1 1
1 1 PDCA サイクルに	基づく評	価・ホ	金証												1 2

#### はじめに

いじめは、いじめを受けた学生の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものである。明石工業高等専門学校(以下「本校」という)では、人権教育の一つとして全ての学生の尊厳が保持され安心して学校生活をおくれるように、いじめの防止等の対策を行う。

## 1. いじめについての理解

#### (1) いじめの定義

- ① 「いじめ」とは、学生に対して、一定の人的関係にある他の学生が行う心理的又は 物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行なわれるものを含む。)であって、当該行為の対象となった学生が心身の苦痛を感じているものをいう。
- ② 個々の行為が「いじめ」に該当するか否かについては、表面的・形式的に判断することなく、いじめられた学生の立場に立ち、学生の感じる被害性に着目して判断しなければならない。

## (2) いじめの禁止

学生は、いじめを行ってはならない。本校は、年間を通じていじめの防止等の対策を 適切に実行することにより、「いじめは絶対に許されない」との雰囲気を全ての学校に 醸成するよう努めなければならない。

## (3) 基本的姿勢

- ① いじめは、「どの学校でも、どの学生にも起こりうる」ことを踏まえ、いじめ防止等のための対策は、いじめが本校の全ての学生に関係する問題であることに鑑み、学生が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、本校の内外を問わずいじめが行われないようにすることを旨として行う。特に、寮生活におけるいじめは、教職員の目が届きにくいことを理解し、寮生活においてもいじめが行われないようにすることも旨とする。
- ② いじめの防止等のための対策は、全ての学生がいじめを行わず、及び他の学生に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが学生の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する学生の理解を深めること並びにいじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを旨として行う。
- ③ いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた学生の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、いじめを受けた学生に寄り添った対策が講ぜられるよう留意するとともに、独立行政法人国立高等専門学校機構(以下「機構」という)、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服する

ことを目指して行う。

④ 本校の教職員は平素より、いじめ防止等の対策が学生の尊厳を保持しその教育を受ける権利の保障のために欠くことができない教授等と等しく重要な任務であるとの認識の下に、いじめを把握した場合の対処方法等について理解を深めるとともに、本校における組織的な対応を行わなければならない。

## (4) いじめの定義の要素

いじめは以下の要素さえ満たしていれば、全ていじめとして積極的に認知し、その解消に向けたスタートラインに立ち、迅速に対応することが重要である。なお、いじめ防止対策推進法(以下「法」という)機構いじめ防止等対策ポリシー(以下「ポリシー」という)は、教職員によるいじめの放置や隠蔽などの数多くの立法事実を踏まえ被害者保護を徹底する観点から被害学生の主観に基づきいじめの有無を判断するものとして下記「③」の要件さえ満たせばいじめとして認定しなければならないこととし、被害学生等に「①」又は「②」の事実関係の立証を求めていないことに留意する。特に、いじめの認知に当たっては、加害行為の「継続性」や「集団性」、「一方的で力関係がある」等の要素により限定して解釈することがないようにしなければならない。

- ① 行為をした者Aと行為の対象となった者Bが共に学生であるなど、AとBの間に一 定の人的関係が存在すること
- ② AがBに対して心理的又は物理的な影響を与える行為をしたこと(インターネット 等を通じて行われるものを含む)
- ③ 当該行為の対象となったBが心身の苦痛を感じていること

#### (5) いじめの様態

具体的ないじめの態様としては、

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ② 仲間外れ、集団による無視をされる。
- ③ 軽くぶつかったり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤ 金品をたかられる。
- (6) 所有物を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧ 上記⑦の様子を撮影される、他者に送信される。
- ⑨ パソコン・スマホ等で誹謗中傷や嫌なこと、無視をされる。

などが挙げられるが、いじめに発展する怖れがある何気ない冷やかしや悪ふざけ、プロレスごっこなど「遊び」や「ふざけ」を装うもの、双方にトラブルの要因がある学生間トラブルなど、いじめかどうかの見極めが難しい事案や周りには見えにくいものもある。また、

いじめを受けている学生がそれを否定等する場合(「(4)③」の「心身の苦痛を感じていること」には、被害学生がいじめを否定する場合であっても、「(4)②」の「影響を与える行為」が被害学生の尊厳を害し被害学生に心身の苦痛を与えるものと認められる行為である場合も含むと解する)や、そもそも「いじめている」という意識、認識が薄い場合があること、さらに、いじめの態様によってはいじめを受ける側と行う側とが入れ替わることがあることを踏まえ、教職員や保護者等は、いじめは子ども社会において起こり得るものという認識に立ち、ささいな兆候であっても危機意識を持って、学生の表情や様子をきめ細かく観察し、いじめを初期の段階で見逃すことなく積極的に認知し速やかに対処する。また、いじめが解決したと思われる場合でも、学校外など周りから見えないところで続いていたり、態様を変えて行われていることがあり、さらにいじめを受けた学生の心の傷がなかなか癒えないこともあるので、継続して見守り、十分な注意を払う。

## 2. 本校及び教職員の責務

- ① 本校及び本校の教職員は、法及びいじめ防止等のための基本的な方針(以下「国の基本方針」という)に定めるところにより、本校に在籍する学生の保護者、地域住民、関係教育機関、児童相談所、法務局その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該本校に在籍する学生がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。
- ② 本校の全ての教職員は、本校いじめ防止等基本計画の読解を通じてこれらの内容を十分に把握し、その正しい理解の下に適切にいじめ防止等に関する職務を行わなければならない。
- ③ 校長は、自らが学校のいじめ防止等の対策について負う重要な責任を自覚するとと もに、学生の生命又は心身の保護及びその教育を受ける権利の保障に万全を期して、 その職務を遂行しなければならない。
- ④ 本校の教職員は、いじめを受けた学生を徹底して守り通す責務を有し、学生が行ういじめを助長することはもとより、いじめを認識しながら、これを隠蔽し、放置するようなことがあってはならない。

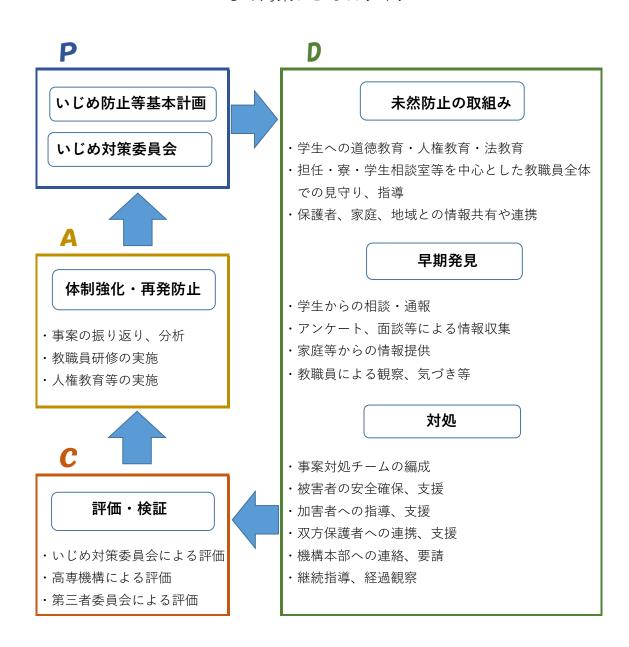
#### 3. 本校いじめ防止基本計画書の策定

- ① 本校は、国の基本方針及びポリシー及び機構いじめ防止等ガイドライン(以下「ガイドライン」という)にのっとり、いじめの防止等のための対策に関する基本的な計画(以下「いじめ防止等基本計画」という。)を策定し、学生及び学生の保護者への周知とともに、誰もがその内容を容易に確認できるようにするため、ホームページ等により公表する。
- ② いじめ防止等基本計画には、いじめ防止プログラム、早期発見・事案対処マニュアルを始めとして、本校におけるいじめ防止等の組織的対応の在り方及び年間を通して

取り組むべき活動等を記載し、全ての教職員がその内容及び自らの役割等を把握し、 その主体的かつ積極的な参画の基に実行されなければならない。

③ 本校は、いじめから学生の尊厳を守るために適切かつより実効性の高い取組を実施するため、PDCAサイクルに基づき、策定したいじめ防止等基本計画が実情に即して機能しているかを学生に対するアンケート調査等によって適切に点検し、必要に応じて見直しを行う。

## いじめ対策PDCAサイクル



- 4. いじめ防止等のための組織
- ① 本校は、学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、本校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織(以下「いじめ対策委員会」という。)を置く。
- ② いじめ対策委員会は、特にその未然防止、早期発見の実効性を確保するために、学生に最も身近な担任、科目担当者が複数参加するものとする。
- ③ 本校は、いじめ対策委員会の存在及び活動が、学生から認識され、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり、いじめの早期発見の窓口機能等を担うとともにいじめ事案への対処を担う等、本校が組織的にいじめ問題に取り組むに当たっての中核的組織として機能させるものとする。
- ④ 本校は、いじめ対策委員会をその役割・機能を果たすよう定期的に開催するとともに、 開催したときは議事録を作成する。
- ⑤ いじめ対策委員会は、いじめ防止等基本計画の策定や見直し、本校で定めたいじめの取組が計画どおりに進んでいるか、また、それらの取組が目標とした成果を生んでいるかどうかのチェックや、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、本校のいじめの防止等の取組についてPDCAサイクルに基づき検証を行う。
- ⑥ いじめ対策委員会で収集した資料及び作成した記録については、誤った廃棄等が行われることがないよう、記録の残し方、記録の保管場所についても対策委員会で明確に定めておく必要がある。教職員個人の判断で勝手に処分せず、組織で適切に管理し保存する。被害学生や保護者から、相当期間経過後にいじめ被害(「重大事態」を含む)の申立てがなされることもあることを踏まえ、独立行政法人国立高等専門学校機構法人文書管理規則に定める保存期間を超える場合であっても、当該学生が卒業するまでは保存する。

#### 5. いじめの未然防止

- (1) 本校におけるいじめ防止のための対策のための組織
- ① 本校は、学生の豊かな情操と道徳心を培い、学生が互いに個人の尊厳を尊重し合うとともに人権尊重及び規範意識を高め、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育、人権教育、法教育(いじめが刑事事件、少年の保護事件、民事事件の対象となり得ること等に関する教育を含む)及び体験活動等の充実を図る。
- ② 本校は、学校に在籍する学生の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめの防止に資する活動であって本校に在籍する学生が自主的に行うものに対する支援、当該学校に在籍する学生及びその保護者並びに当該学校の教職員に対する

いじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な取組を行う。

③ いじめ対策委員会は、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行うため、年間の学校教育活動全体(寮生活に関わる事項も含む。)を通じていじめの防止に資する多様な取組を体系的・計画的に盛り込んだ実施計画(以下、「いじめ防止プログラム」という。)を策定し、全ての教職員の共有を図り、その実施を通じて本校全体を挙げた未然防止の組織的取組の中核機関としての役割を果たすとともに、その取組の状況等を学生及び学生の保護者に周知する。

## (2) いじめの防止に向けた取組

- ① いじめ防止に向けた取組は、学生の心の育成及びいじめが起きにくい・いじめを許さない環境作りのために、学校の全ての教育活動を通じて取り組む。
- ② いじめ防止に視点をあてた学校運営、クラス運営、寮運営等は学生が安心して学校 生活を送れることにつながり、ひいては学力向上、教育目標の達成につながるとの考え方を全教職員が共有し、積極的にいじめ防止指導に努める。
- ③いじめ防止等基本計画」を策定し、いじめ対策委員会の活動を始めとして、いじめ防止に向けた取組を計画的に実施する。
- ④ インターネット等の電子メディアを通じて行われるいじめに対する対策の充実を図る。
- ⑤ 特性を有したり配慮を要したりする学生へのいじめに対する対策の充実を図る。
- ⑥ 「いじめ防止週間」を設定するとともに、いじめ防止等の教職員、学生向けの学内 研修を年一回以上企画・実施する。
- ⑦ 学生自らが、いじめの問題に気づき、考え、防止に向けて行動を起こすことができるような主体的な取組(学生主体によるいじめ防止プログラムの実施を含む)を推進する。
- ⑧ いじめ防止は人権を守る取組であり、それと矛盾する教職員による暴言等はあってはならないことである。教職員全員が高い人権意識をもって学生指導にあたる
- ⑨ 高専教育との関係教育機関と密接な連携を確保するとともに、家庭や後援会組織、 地域、関係団体と積極的に情報共有を行い、地域社会や家庭が協働する体制の充実を 図る。

## 6. いじめの早期発見

- ① 本校は、学校におけるいじめを早期に発見するため、いじめ対策委員会が実施主体となって、当該学校に在籍する学生に対するアンケートによる定期的な調査その他の必要な取組を計画的に行う。
- ② 本校は、学校に在籍する学生及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係

る相談を行うことができる体制(以下「相談体制」という。)を整備する。

- ③ 本校は、相談体制を整備するに当たっては、家庭、地域社会等との連携の下、いじめを受けた学生の教育を受ける権利その他の権利利益が擁護されるよう配慮する。
- ④ 本校は、各学生の出身中学校等との情報連携、入学前後の相談機会の充実、入寮者 に対するきめ細かな支援など、いじめの防止や早期発見のために必要な取組を行う。
- ⑤ いじめ対策委員会は、前項までの取組を含め、いじめの早期発見及び事案対処の対策 に関する要件・手続等を定めた早期発見・事案対処マニュアルを策定し、全ての教職員 の共有を図り、その実施を通じて学校全体を挙げた早期発見の組織的取組の中核機関 としての役割を果たすとともに、その取組の状況等を学生及び学生の保護者に周知し なければならない。

#### 7. いじめの事案への取組

(1) いじめ事案への組織的対応

- ① 本校の教職員は、法にのっとり、いじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、いじめ対策委員会に報告し、いじめ対策委員会は組織的に当該学生に係るいじめの事実の有無の確認を行うとともに、本校はその結果を機構に報告する。
- ② 本校は、特定の教職員がいじめに係る情報を抱え込み、いじめ対策委員会に報告を行わないことは法に違反し得ることについて、教職員の理解に努めなければならない。
- ③ 本校は、事実関係の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、いじめ対策委員会の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた学生又はその保護者に対する支援及びいじめを行った学生に対する指導等又はその保護者に対する助言等を継続的に行う。
- ④ 本校は、必要があると認めるときは、いじめを行った学生についていじめを受けた学生が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた学生その他の学生が安心して教育を受けられるようにするための措置を講ずる。
- ⑤ 本校は、いじめを受けた学生及びその保護者に対しいじめの事案の事実関係その他の必要な情報を適切に提供するとともに、本校の教職員が支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた学生の保護者といじめを行った学生の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための取組を行う。
- ⑥ 本校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄 警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する学生の生命、心身又は 財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに明石警察署に通報し、適切に、援 助を求める。

- (2) いじめの対処に関する方針
- ① 本校を挙げていじめ防止に重点的に取り組んでいるとしても、いじめは起こり得る との認識のもと対応の充実を図る。
- ② 本校は法、ポリシー及びガイドラインに基づき、いじめ事案に対処する「いじめ対策委員会」を整備する。いじめ対策委員会は、校長、副校長、教務主事、学生主事、寮務主事、学生相談室長、看護師、担任、必要に応じて科目担当者、部活動指導に関わる教職員、学校医等、弁護士、医師、警察官経験者、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等で構成する。いじめ対策委員会では、いじめに関する情報の集約、いじめの事実確認、被害学生の保護・支援、機構への報告・情報共有、関係者の支援・指導、学校全体への指導、事後指導等について、校長のリーダーシップのもと、組織的に対処方針を決定し実行する。
- ③ いじめの通報や相談があった場合やいじめを受けていると思われるときは、速やかにいじめ対策委員会で情報共有し、対処方針を決定する。法の定義にのっとり、被害学生の主観に基づきいじめが疑われると判断された場合は、直ちに加害行為をやめさせる措置を講じる。
- ④ いじめをやめさせ、再発を防止するため、専門的な知見を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた学生や保護者に対する支援、及びいじめを行った学生に対する指導・支援又はその保護者に対する助言・支援を継続的に行う。
- ⑤ いじめを確認した際には、24時間以内に機構に報告する。
- ⑥ いじめを受けた学生に対しては、その保護を第一に考えるとともに、自尊感情を守り高めるよう努める。また、保護者に対しては状況等を正確に説明し、必要な連携を求めるとともに、不安をできるだけ取り除くように努める。
- ⑦ いじめを受けた学生に寄り添い、徹底して守り通すことを伝え、意向を丁寧に聞き取り、不安を取り除くようにする。また、安心して教育を受けることができるよう必要に応じ適切な学習支援を行う。
- ⑧ いじめを行った学生に対しては、組織的に決定した対応方針及び教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導等を行う。いじめを行った責任を自覚させ、真摯な反省を促す。また、保護者とも連携し、再発防止に向け適切かつ継続的に指導や支援を行う。この際、加害学生がいじめを行うに至った背景にも十分考慮する必要がある。
- ⑨ いじめを行った学生に対しては、必要があると認められるときは、いじめを受けた 学生や他の学生が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講じる。 また、教育上必要があると認められるときは、適切に懲戒を加える。
- ⑩ 客観的な事実に基づいた記録を残し、支援・指導に反映させる。
- 8. インターネット等によるいじめへの対応

- ① 本校は、インターネット等によるいじめが、外部から見えにくく匿名性が高いなどの性質を有するため学生が行動に移しやすい一方、一度インターネット上で拡散してしまったいじめに係る画像、動画等の情報を消去することは極めて困難であること、一つの行為がいじめの被害者にとどまらず、学校、家庭及び地域社会に多大な被害を与える可能性があることなど、深刻な影響を及ぼすことを踏まえ、学生に情報モラルを身に付けさせる指導を行い、インターネット等によるいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させ、及び効果的に対処することができるよう、必要な啓発活動を行う。
- ② 本校は、インターネットを通じていじめが行われた場合において、当該いじめを受けた学生又はその保護者が、当該いじめに係る情報の削除を求め又は発信者情報(特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(平成十三年法律第百三十七号)第四条第一項に規定する発信者情報をいう。)の開示を請求しようとするときは、必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を求めることができることを、当該学生及び保護者に説明を行う。

## 9. いじめの解消

いじめは、謝罪とその受入れをもっていじめが解消したと安易に判断するのではなく、解決したと思われた事案が再発したりすることのないよう、注意深く観察する必要がある。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して解消しているかどうかを判断するものとする。

① いじめに係る行為が止んでいること

いじめを受けた学生に対する心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む。)が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。教職員は、相当の期間が経過するまでは、いじめを受けた学生、行った学生の様子を含め状況を注視し、いじめ対策委員会でその状況を共有する。ただし、いじめの被害の重大性等から教育委員会やいじめ対策委員会が、さらに長期の期間が必要であると判断した場合は、注視する期間を目安である3か月を超え設定するものとする。

② いじめを受けた学生が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめを受けた学生がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められることが必要であり、いじめを受けた学生本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

なお、上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している | 状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを

踏まえ、教職員は、当該いじめを受けた学生及びいじめを行った学生について、日常的 に注意深く観察する必要がある。

## 10. 重大事態への対処

- ① 機構及び本校はいじめにより在籍する学生の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、並びにいじめにより在籍する学生が30日以上学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときは、当該事態を重大事態として対処する。
- ② 本校は、いじめを受けた学生の生命及び心身の保護を特に重要と捉え、重大事態の疑いが生じた時点で質問票の使用その他の適切な方法により調査を開始し、随時その状況を機構に報告し、機構と対処方針を共有し十分に連携を図りながら迅速に対応する。
- ③ 機構及び本校は、重大事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、機構又は本校の下にいじめ対策委員会を設け、当該重大事態に係る事実関係を明確にすることにより、いじめを受けた学生の尊厳の保持及び回復(その保護者に対して適切な説明を行うべき責任を果たすことを含む。)を図るとともに、当該重大事態に関する機構又は本校によるいじめ防止等に関する措置の実施の状況を分析して当該重大事態と同種の事態の発生を防止するための提言を行うことを目的とする調査(以下「重大事態調査」という。)を行う。
- ④ 機構又は本校は、いじめを受けた学生及びその保護者に対し、重大事態調査を行う 組織の編成の基準及び調査方針等について適切な理解を得られるよう説明を行うとと もに、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。
- ⑤ 本校が重大事態調査を行う場合においては、あらかじめ機構の承認を得るものとし、機構は、重大事態調査及び情報の提供について、必要な指導及び支援を行う。
- ⑥ 機構及び本校は、学生が欠席を余儀なくされている重大事態にあっては、いじめを受けた学生及びその保護者の意向を十分に踏まえ、いじめの停止及び再発防止に関する対策を速やかに策定するとともに、当該対策に基づく当該学生の状況に応じた教育の確保のために必要な措置を講じる。
- ① 機構及び本校は、重大事態調査の結果を踏まえ、いじめの再発を防止するため、ポリシー、ガイドライン及びいじめ防止等基本計画の見直しその他の必要な取組を行い、その実施状況についていじめを受けた学生及びその保護者に対する報告並びにインターネットによる公表を行う。

## 11. PDCA サイクルに基づく評価・検証

① 本校は、いじめ防止等基本計画に定める対策の実施状況及び当該対策の実施が、学生の視点・立場においていじめが起きにくい・いじめを許さない環境の形成等の成果を生じているかについて、PDCAサイクルに基づき、学生に対するアンケートの実施

等によって適切に把握し、これを評価するとともに必要な改善のための措置を講じなければならない。

- ② 本校は、毎年度、前項の評価及び改善のための措置を機構に報告するとともに、インターネットにより公表する。
- ③ 機構は、本校のいじめ防止等の取組について評価を行い、必要な支援及び指導等を行うとともに、年に一度、全ての校長が参加する会議の場を設置し、優れた取組事例等についての普及を行う等、高専全体のいじめ防止等の対策の向上に取り組む。
- ④ 機構は、本校におけるいじめの防止等のための対策の実効性を確保するために必要な技術的支援等を行うとともに、外部監査組織を設置し、年に一度、機構及び学校のいじめ防止等の対策に関する監査を行い、是正又は改善を要する事項を含む監査の結果を公表するとともに必要な措置を講じる。
- ⑤ 本校の評価及び教職員の人事評価を行う場合において、いじめの防止等のための対策を取り扱うに当たっては、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、いじめの事実が隠蔽されず、並びにいじめの積極的な認知など実態の把握及びいじめに対する適切な情報共有、組織的な対応等が適切に行われるよう、いじめの防止等に関する適切かつ最大限の取組、いじめの再発を防止するための取組等について適正に評価が行われるようにする。

## 附則

この明石工業高等専門学校いじめ防止等基本計画は、令和2年7月1日から施行する。 この基本計計画の策定にともない、平成26年7月16日制定の「明石工業高等専門学校 いじめ防止基本方針」は廃止する。